

これまでの提言の実施状況について
(報告)

平成30年5月31日

教育再生実行会議

これまでの提言の実施状況について（報告）

1. はじめに

教育再生実行会議では、平成25年1月の発足以来、21世紀の日本にふさわしい教育体制を構築し、教育の再生を実行に移していくために、これまで十次にわたる提言をとりまとめてきました。これらの提言を受け、いじめ問題等への対応（第一次提言）、教育委員会制度改革（第二次提言）、大学ガバナンス改革（第三次提言）、小中一貫教育の制度化（第五次提言）、専門職大学・短期大学の制度化（第五次提言）、教師の養成・採用・研修の一体改革（第七次提言）、給付型奨学金の創設（第九次提言）等に関する法律改正が行われたことをはじめとして、法令改正や予算事業化といった形で、教育再生の実現に向けた取組が進められています。また、教育再生実行会議の提言を契機として、政府の他の会議においても、幼児教育・高等教育の無償化、高等教育改革、社会人の学び直しなどのテーマが議論され、大きな成果を挙げてきたように、教育再生実行会議のこれまでの提言が政府全体の教育再生に関する取組を力強くリードしています。このように、教育再生実行会議が教育再生の中核的役割を果たしてきたことは間違いありません。

しかしながら、教育再生を実現するためには、法令改正や予算事業化をして終わりではなく、提言の理念が教育現場に浸透し、提言に基づく制度や施策が本来の狙い通り有効に機能することが重要であり、また、それには一定の時間を要します。その一方で、我が国の将来を担う人材を育成するためには、スピーディーかつ確実に提言の理念を実行に移すことが重要です。このため、教育再生実行会議では、提言を踏まえた取組の状況を継続的にフォローアップしています。

本会議では、昨年12月より、これまでの提言事項全てについて取組の進捗を網羅的に確認するとともに、これらの提言事項の中で、既に実行に移されているものの、現在の状況を踏まえてさらに取組を進めることが期待される重要事項を選定し、これらの事項については、会議での審議に加えて、小中学校や大学への実地視察を行うことにより、その取組状況をフォローアップしました。

国、地方公共団体、学校等の関係者におかれては、本報告を踏まえ、教育再生の実行に向けた取組をさらに推進していくべく、必要な措置を講じていくことを期待します。また、教育再生実行会議としても、本報告を踏まえて引き続き、教育の再生を実行に移していくための検討を進めてまいります。

¹ 「これまでの提言の取組状況」を参照。

(参考) 提言に基づき既に法律改正が行われた事項

提言事項	提言を受けた法律改正
いじめ問題等への対応 (第一次提言)	いじめ防止対策推進法 (平成 25 年 6 月 21 日成立、平成 25 年 9 月 28 日施行)
教育委員会制度改革 (第二次提言)	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律 (平成 26 年 6 月 13 日成立、平成 27 年 4 月 1 日施行)
大学のガバナンス改革 (第三次提言)	学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律 (平成 26 年 6 月 20 日成立、平成 27 年 4 月 1 日施行)
小中一貫教育の制度化 (第五次提言)	学校教育法等の一部を改正する法律 (平成 27 年 6 月 17 日成立、平成 28 年 4 月 1 日施行)
教師の養成・採用・研修の一体改革 (第五次、第七次提言)	教育公務員特例法等の一部を改正する法律 (平成 28 年 11 月 18 日成立、平成 29 年 4 月 1 日施行)
学校運営協議会の設置 (コミュニティ・スクールの導入) の努力義務化及び地域学校協働活動の推進 (第六次提言)	義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律 (平成 29 年 3 月 27 日成立、平成 29 年 4 月 1 日施行)
大学の教育研究力強化に向けた「指定国立大学法人制度」 (第三次提言)	国立大学法人法の一部を改正する法律 (平成 28 年 5 月 12 日成立、平成 29 年 4 月 1 日施行)
実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の創設 (第五次提言)	学校教育法の一部を改正する法律 (平成 29 年 5 月 24 日成立、平成 31 年 4 月 1 日施行予定)
給付型奨学金の創設 (第九次提言)	独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律 (平成 29 年 3 月 31 日成立、平成 29 年 4 月 1 日施行)
障害のある児童生徒や日本語能力に課題のある児童生徒への特別の指導を担当する教職員の基礎定数化 (第九次提言) 「不登校特例校」及び「夜間中学」の設置の促進 (第九次提言)	義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律 (平成 29 年 3 月 27 日成立、平成 29 年 4 月 1 日施行)

2. 提言の「実行」に向け、特に取組の進捗状況を注視する必要のある重要事項

いずれの提言事項を受けた取組についてもフォローアップが必要ですが、特に取組の推進が期待される7つの重要事項に関して、これまでの取組の概要と今後の取組が期待される事項を以下のとおりまとめました。

① いじめ問題等への対応、教育委員会制度改革（第一次、第二次提言関連）

第一次提言を受け、「いじめ防止対策推進法」が平成25年9月に施行され、平成29年3月には、施行後3年見直し規定を受け、国の基本方針の改定及びいじめの重大事態の調査に関するガイドラインが策定されました。また、「道徳の時間」を「特別の教科 道徳」として新たに位置付ける学習指導要領の一部改正が行われ、小学校は平成30年度、中学校は平成31年度から検定教科書を導入して「特別の教科 道徳」を実施する等、提言を受けた取組が着実に進められています。

また、第二次提言を受け、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が平成27年4月に施行され、教育委員長と教育長を一本化し、責任体制を明確化するとともに、教育長の任命責任を首長が直接負うこととする等、抜本的な改革が行われたところです。総合教育会議の設置により、多くの地方公共団体において首長と教育委員会との連携が進んでいるとの評価もされています。

これらの取組が進められていることについては評価できますが、提言の趣旨を完全に実行するためには、今後とも次のような取組を着実に実施する必要があります。

- いじめ防止対策推進法施行後も、いじめが関係しているとみられる子供の自殺は起きていることから、全ての学校現場での意識改革、取組の徹底に不断に取り組むこと。
- 学校における「特別の教科 道徳」の着実な実施を通じて、児童生徒の生命を大切にす
る心や他人を思いやる心、規範意識、自主性や責任感などの人間性・社会性を育むこと。
- 不登校児童生徒に対する教育機会の確保等で大きな成果を挙げている地方公共団体を
対象として、国が中心となって、成果の要因等について調査・研究を行い、その結果や
取組事例を他の地方公共団体に共有すること。
- 総合教育会議の活性化をはじめとして、首長と教育委員会との連携に関して地方公共団
体ごとに差が見られるとの指摘もあり、教育委員会制度がその改革の趣旨に則って運用
されているかどうか、首長と教育委員会の連携強化を図るために設けられた首長主宰の
総合教育会議の在り方等について引き続き状況を確認するとともに、優れた取組を行う
地方公共団体の事例を取り上げ、他の地方公共団体に対して優良事例として共有するこ
と。

【取組例 ～東京都三鷹市～】

- 三鷹市ではコミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育を柱とし、「地域と

ともに協働する教育」及び「小・中一貫した質の高い学校教育」を推進。近年、不登校数が継続的に減少しており、H15年には2.66あった中学生の不登校出現率が、H28年には0.31まで低下（東京都の10分の1の規模）。学力に関しても、小学校5・6年生の国語、算数、中1・2年生の国語、数学、英語で向上が見られる。

② 学習指導要領の円滑な実施等に向けた指導体制の構築（チーム学校の実現）、教師の資質向上（第七次、第九次、第十次提言関連）

平成28年12月の中央教育審議会答申を踏まえ、子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成することを目指し、学習指導要領の改訂が行われました。新学習指導要領では、第七次提言も踏まえ、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を重視しています。小学校は2020年度から、中学校は2021年度から、そして高等学校は2022年度から新学習指導要領の全面実施が予定されており、その円滑な実施に向けて指導体制も整備していく必要があります。

これまでも、指導体制の充実について、障害に応じた特別の指導や外国人児童生徒等への指導を担当する教師などを基礎定数化するとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員の職務を法令上規定するなどの取組を進めてきました。

また、教師の資質向上についても、これまでの提言や、文部科学省「次世代の学校・地域」創生プラン等に沿って、教育公務員特例法等の一部が改正され、平成29年4月より、教師の養成を担う大学と採用後の教師の資質向上を担う教育委員会等が「協議会」を設け、文部科学大臣が策定する指針を参酌した上で、任命権者が教師の資質の向上に関する「指標」を策定し、それを踏まえた「教員研修計画」を策定するなどの新たな制度が施行されました。

こうした成果を認識しつつも、今後は新学習指導要領の円滑な実施、そして教育に携わる教師などの「現場力」向上のために、次の取組を着実に実施する必要があります。

- 新学習指導要領の円滑な実施を進めるとともに、教師の持ち時間数の削減等の業務の見直しを図りつつ、学校の指導・事務体制の効果的な強化等を推進すること。
- 外国語やICTの教育に関して、特別免許状の一層の活用等により、教えられる人材をより一層柔軟に確保できるような仕組みを検討すること。
- いじめ対策や不登校支援等として大変効果的である²ことから、原則として、スクールカウンセラーについては、全公立小中学校、スクールソーシャルワーカーについては、全中学校区への配置を進め、それ以降は、配置状況も踏まえ、配置時間の充実等学校における専門スタッフとしてふさわしい配置条件の実現を目指すこと。
- 制度改正を含めた教師の資質向上に関するこれまでの改革が着実に実行されるように、国は地方公共団体と綿密に連携を取り、適切にフォローアップを行うこと。
- 将来学校管理職としての役割を担うことが想定される者を対象として、学校経営に関し

て学ぶ機会を充実させること。

- 教員養成課程を持つ各大学は、教育普及活動を行う学会等の団体の協力も得つつ、新学習指導要領の全面実施に向けた養成の体制を整えること。
- 学校現場における ICT の活用を推し進めるあまり、教師の授業準備への負担を増加させたり、教師が自ら学ぶ姿勢を失わせたりすることが無いよう、国、地方公共団体、学校は、教師の ICT 活用能力の育成に資するための研修の充実を図ること。

【取組例 ～大阪府箕面市～】

- 箕面市では、スクールカウンセラーに加え、平成 17 年よりスクールソーシャルワーカー及び生徒指導専任教員の配置を実施。これら専門スタッフの配置日数の拡充以降、暴力行為に伴う措置数、不登校児童生徒数、いじめられたと感じている子どもの数が減少傾向にある。（出典：第 41 回教育再生実行会議 倉田委員提出資料）

③ 高等学校教育と大学教育との接続・大学入学者選抜の在り方（第四次提言関連）

日本の学校教育全体に影響を与えうる重要な課題である高大接続改革については、第四次提言を受けた中央教育審議会での検討を経て、「高大接続システム改革会議」の「最終報告」（平成 28 年 3 月）を踏まえ、「高校生のための学びの基礎診断」実施方針、「大学入学共通テスト」実施方針及び「平成 33 年度大学入学者選抜実施要項の見直しに係る予告」が平成 29 年 7 月に策定されました。今後は、2018 年度の「高校生のための学びの基礎診断」の運用開始、2020 年度の「大学入学共通テスト」の円滑な実施に向けた取組を着実に進めるとともに、国民の理解を深めながら、次の取組を実施する必要があります。

- 平成 29 年 7 月に発表された「高大接続改革の実施方針」では、高校生の学びの基礎診断の結果の入試等への活用、大学入学共通テストの CBT 方式の導入や複数回受検などの点について引き続き検討課題とされているが、提言の趣旨を見失うことのないよう、これらの点について実現するべく取組を進めること。
- 大学は、大学入学時に受け入れる学生に求める質の管理のみならず、学生が大学での学修を通じて身に付けた能力を評価し、大学卒業時の質の管理を徹底すること。
- 生徒の学習履歴やボランティア活動等の活動履歴を効率的に管理し、生徒の進学や就職に活用できるような仕組みについて検討を進めること。

【取組例 ～東京都市大学～】

² 取組例（大阪府箕面市）を参照。

- 東京都市大学では、卒業までに学生が身に付けた学修成果を客観的に社会に提示することを目的として、3つのポリシーの一体的見直しを行い、卒業時の到達レベルの能力指標の定義化を実施。
- さらに、次の段階として、学修成果の可視化の方法とそれを取りまとめた「ディプロマサプリメント」³の開発に着手。

④ 日本の「知」を牽引すべき大学の教育研究力の強化と社会人の学び直し（第三次、第五次、第六次提言関連）

大学の教育研究力の強化に向けては、第三次提言において、平成25年から平成29年までの5年間を「大学改革実行集中期間」と位置付け、大学教育等の在り方について包括的に提言したことを受け、大学運営における学長のリーダーシップの確立等のガバナンス改革を促進するための学校教育法等の改正（副学長の権限拡充、教授会の役割の明確化、国立大学の学長選考の基準の策定・選考結果等の公表等について規定等）をはじめとした施策が進められてきたほか、世界最高水準の教育研究活動の展開に向けた「指定国立大学法人制度」の創設や、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の創設に係る法改正が行われました。特に、新たな高等教育機関である専門職大学及び専門職短期大学については、平成31年度からの制度施行に向けて、必要な準備が進められています。

このように、教育再生実行会議の提言が、近年の大学改革に関する取組をリードする役割を果たしており、また、提言を受けた取組の成果が徐々に現れてきています。例えば、ほぼ全ての大学が、教授会の位置付けや学長の権限について明確化するため、内部規定の見直しなどの具体的な取組を実施済みであることに加え、全ての国立大学が「学長に求められる資質・能力」、「学長選考の手続き・方法」に関する具体的な事項を盛り込んだ学長選考の基準を策定・公表しています。さらに、一部の大学では、部局長の選考について、各部局からの情報や候補者推薦等を踏まえて学長が指名することとするなどの取組が実施されています。

これまでも様々な改革が進められてきましたが、大学は国民の知の基盤であるとともに、イノベーションを創出し国の競争力を高める原動力であり、引き続き、グローバルに競う大学の重点強化と未来の産業・社会を支えるフロンティア形成の促進に向け、次の取組を実施する必要があります。

- 学校教育法及び国立大学法人法の改正以降、国立大学における学長選考では、約半数の国立大学において、意向投票を実施しない若しくは意向投票の結果と異なる形で学長候補者が選考されており、徐々に改革が進んでいることから、引き続き、国立大学は法の

³ 東京都市大学においては、これを、学生自身に関する情報、学位の情報、履修履歴、課外活動履歴等の定性的な情報に加え、リテラシー基礎力やコンピテンシー基礎力、語学力等の定量的な情報を示すものとしている。

趣旨を踏まえた取組を一層進めること。

- 大学は、その運営に多様な意見を取り入れるために、付与される権限に応じた責任の在り方に留意しつつ、外部人材の積極的な活用を図ること。
- 大学改革の取組の中には、長期間に渡り、一人の学長の任期を超えて取り組むべきものも存在するため、学長の交代を機として進めてきた改革が頓挫することが無いよう、大学は、中長期ビジョンを学内の共通理解を得ながら学内外に示していく等、大学改革の取組を継続できるような措置を講じること。
- 大学は、大学運営の一層の改善に向けて、各会議体や委員会の整理・合理化や、事務職員が教員と対等な立場で大学運営に参加する「教職協働」を各大学が進めること。
- 大学教育を改革していくためには、各教員が個々の講義の質向上に努めるとともに、科目ごとのつながりを十分に持たせるなど⁴、全学的なカリキュラム編成が重要であり、大学は、教育に携わる教員間の連携を強めることや、カリキュラム編成を主導するような部署を設置することなどの体制整備を図ること。
- グローバル化を推進する大学は、自校の学生を海外の大学等に送り出すだけでなく、自らが世界のハブとなるための取組を進め、国はその取組を支援する枠組みについて検討すること。また、アジア諸国をはじめ世界各国の優秀な学生を日本の大学に呼び込めるような魅力ある教育環境を整備すること。
- 学生が大学で学んだ専門知識を社会で生かすためには、専攻分野についての専門性を高めるだけではなく、教養教育等を通じて、幅広い教養や柔軟な発想を身に付け、高い公共性・倫理性を保持することが必要であることから、大学は、こうした能力を育む必要性について十分認識した上で、適切なカリキュラム編成を行うこと。
- 大学に責任をもって教育改革に取り組ませるためにも、国立大学法人運営費交付金や私学助成について、大学改革や教育研究の質の向上のためのメリハリを強化し、適切な措置を図りつつ、多様な財務基盤を確保するよう引き続き取り組むこと。
- 大学教員が研究や教育に専念できるよう、多様な外部資金を活用し、研究支援人材の育成・確保や学内事務手続きの効率化等、研究・教育支援体制の整備を進めること。
- 大学は、社会人の学び直しの機会を提供するとともに、企業や地方公共団体に対しての研修機会の提供等、産・官と連携した取組についても充実を図ること。
- 女性が出産、育児等のライフイベントを経た後でも、円滑に仕事に復帰出来るような学び直しの機会の提供及び意識改革を進めること。

【取組例 ～東京工業大学～】

- 東京工業大学では、学長のビジョンや大学の経営方針を共有し、その職責を果たすにふさわしい人材を選考するために、平成 27 年度から部局長の選考について、従来の教

⁴ 例えば、ある講義を受講する場合にはその前提として、別の基礎的な講義を受講済みであることを条件とする等。

授会主導による選考を止め、学長が指名することとするなどの取組を実施。

- 以前は学長裁量分を除き、各部局に教員ポストが配分されていたが、平成 27 年度より教員ポストを全学で管理・運用。個々の教員選考について、最終的に人事委員会（役員会と同じ構成員）が採否を決定。
- 「学院」⁵が提供する理工系専門知識と、「リベラルアーツ研究教育院」⁶が提供する教養教育の両輪で、志のある人材育成を目指している。特に、初年次教育では、ゲストスピーカーによる講義と少人数のグループディスカッションやプレゼンテーションを組み合わせた「東工大立志プロジェクト」を必修としている。

【取組例 ～上智学院⁷～】

- 上智学院では学院全体の中長期計画である「グランド・レイアウト 2.0」（2014～2023）に沿って改革を進めており、同レイアウトの 7 つの重点目標の一つに「持続的発展と教育・研究の基盤の整備・充実」としてガバナンス改革を掲げている。
- 上智大学では、2016 年より学長選考を新たな方式で実施。具体的には、「大学構成員」の意見聴取のために 2 つの調査を実施するとともに、理事会が候補者選考へ適切に関与し、学長任命にかかる理事会の権限・責任を明確化。また、学長任期を 3 年から 4 年へ延長。
- その他にも、副学長を 3 名から 5 名へ増員、学部長は複数の候補者から学長が選考する仕組みとするなど、学長、副学長の権限を明確化。また、学長の業績評価に関する委員会を設置。
- 同大学は、グローバル社会の縮図としての「グローバルキャンパス」として、76 カ国 1593 名の留学生、21 カ国の外国籍教員（教員全体の約 16%）が在籍。また、世界に展開する「グローバルキャンパス」として、海外の 326 大学と連携するほか、スタディツアーやグローバルインターンシップ、海外有力大学院への特別進学制度等を実施。

⑤ 新たな時代を見据えた ICT 活用による教育の革新と理工系人材の育成（第三次、第七次提言関連）

今時改訂された新学習指導要領では、情報モラルを含む情報活用能力を「学習の基盤となる資質・能力」と位置付けるとともに、小学校におけるプログラミング教育の必修化等、新たな時代を見据えた教育の在り方について明記しています。こうした次世代の学校教育を実現するためには、学校の ICT 環境整備が急務であり、これまで進めてきた環境整備に関する

⁵ 東京工業大学では、平成 28 年度に学部と大学院を統一した「学院」を創設。「学院」では、学士課程と修士課程、修士課程と博士後期課程の教育カリキュラムを継ぎ目なく設計し、学士課程から博士後期課程までのシームレスな教育を提供。

⁶ 東京工業大学では、学士課程から博士課程の合計 9 年間にわたって学生にリベラルアーツ教育を行う「リベラルアーツ研究教育院」を創設。

⁷ 上智学院は、上智大学、短期大学部、社会福祉専門学校、中学・高等学校（4 校）から構成。

取組を更に加速させていく必要があります。

また、第三次提言で述べられているように、社会を牽引するイノベーションを創出するためには、高い技術力とともに発想力、経営力などの複合的な力を備え、新たな付加価値を生み出していく理工系人材の育成が必要です。特に近年、IoT、ビッグデータ、ロボット、人工知能などの新たなテクノロジーの登場によって、これまでに無い革新的なビジネスやサービスが次々と生み出されているところであり、こうしたテクノロジーを活用して「Society 5.0」をリードし、更なるイノベーションを起こすことが出来る優秀な人材を育成していくことが重要です。

このように、新たな時代を見据えた学校教育、人材育成を推進していくためには、次の取組を実施する必要があります。

- 昨今の SNS に関連した事件等を踏まえ、児童生徒への情報モラル教育を充実させること。
- 教育の ICT 化を推進するために、学校種間で大きな差異が生じないように ICT 環境の整備を進めるとともに、デジタル教材などのコンテンツの充実に係る取組を加速させること。
- タブレットなどの教育用 ICT 端末を用いた教育活動がその効果を十分に発揮できるようにするため、一人一台端末の実現に向けた取組を進めること。
- 教科の学習に加えて、教員研修や校務を含めた幅広い場面で ICT を使用する機会が増加していること⁸に鑑み、ICT の専門家として教師をサポートする ICT 支援員などの各学校への配置が進むよう、国としての取組を充実させること。
- 国及び大学は、地方公共団体等とも連携しつつ、理工系に進学する女性の割合の向上に努める⁹とともに、女性研究者が出産などのライフイベントを経験してからも引き続き教育・研究の第一線で活躍できるような環境整備を進めること。

【取組例 ～東京都板橋区～】

- 板橋区立赤塚第二中学校では、「主体的な学び」を探究する教育実践校を目指し、福井大学教職大学院との連携協力の下、教科センター方式¹⁰による ICT 機器を活用した教育を推進。平成 26 年から「板橋区 ICT 授業研究実証実験校」及び「板橋区指導力向上研究推進校」に指定。
- 板橋区としても、区の重点教育施策の一つに「安全・安心な教育の推進と学校環境の整備」を掲げており、その中の重要な取組として、ICT 機器とデジタル教材の導入による教

⁸ 文部科学省が実施した「平成 28 年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査」（平成 29 年度）によれば、ICT 活用指導力の各項目に関する研修を受講した教員の割合は、平成 23 年：22.2%→平成 28 年：40.6%と大幅に上昇している。

⁹ 文部科学省「学校基本統計」（平成 29 年度）によれば、自然科学系の分野別の大学入学者に占める女性割合については、平成 21 年度以降増加傾向にあるが、平成 28 年度時点で保健（63.9%）、農学（45.1%）である一方、理学（28.8%）、工学（15.1%）と、理学と工学の数値が相対的に低い。

¹⁰ 教科ごとに割り当てられた教室に、教科メディアスペース、教員・教材スペースを組合せてユニットを構成する授業運営の方式。

育環境の改善と、教員 ICT 研修による授業改善の取組を支援。学校への ICT 機器の導入に合わせて「ICT 支援員」を派遣し、学校への訪問サポートや各種研修を実施。

⑥ 子供の自己肯定感を高める教育の実現に向けた学校・家庭・地域の教育力の向上、学校における働き方改革のための運営体制の強化（第十次提言関連）

学校が抱える課題が複雑化・多様化している状況の中、困難な課題を解決していくためには、より一層地域に開かれ、地域と積極的に向き合うことで、地域に信頼される学校づくりを進めていく必要があります。第六次提言で述べられた教育機関を核とした地域活性化の重要性を受け、地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び社会教育法が改正、平成 29 年 4 月に施行され、保護者・地域住民等が学校運営に参画する学校運営協議会制度（当該制度を導入した学校を「コミュニティ・スクール」という。）を全ての学校で導入することを目指し、教育委員会に対してその導入が努力義務化されるとともに、「地域学校協働活動」に関する連携協力体制の整備や、「地域学校協働活動推進員」に関する規定の整備が行われました。

また、第十次提言で指摘された、教師の負担軽減や長時間勤務の是正等を含む教師の働き方改革については、平成 29 年 7 月より中央教育審議会初等中等教育分科会に「学校における働き方改革特別部会」において議論が進められ、同年 12 月に「中間まとめ」が公表され、学校・教師が担う業務の明確化・適正化等について整理されたところですが、同部会では、引き続き議論が行われています。

このように提言を受けた取組が着実に進められているところですが、引き続き次の取組を実施していくことが必要です。

- 全公立学校における学校運営協議会の設置（コミュニティ・スクールの導入）が努力義務化されたことや、地域学校協働活動に関する連携協力体制の整備等について規定が整備されたことなどを踏まえ、コミュニティ・スクールの導入をより一層推進するとともに、地域学校協働活動を全国的に推進すること。
- 学校・家庭・地域が改めて家庭学習の重要性を認識するとともに、児童生徒が学習習慣を身に付けることができるような取組を進めること。
- 各地方公共団体において、様々な困難や課題を抱える家庭への教育・福祉の包括的・一体的支援が確実に行われるよう、文部科学省及び厚生労働省は、第十次提言の趣旨を踏まえ、引き続き連携して取組を進めていくこと。
- 子供たちの学びをより一層充実させるために、ボランティアなどの地域人材や、学校と地域の実情をよく理解した NPO 等と学校との連携・協働に関する優良事例の共有を推進すること。
- ICT の活用や主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善など新学習指導要領の円滑な実施のため、教師が、授業など、児童生徒と向き合うことのできる時間をより一層

確保できるようにすること。

- 職員室の ICT 化、外部人材の活用、外部人材の質の確保など、教師の授業以外の業務負担を軽減するための取組や検討を進めること。
- 教師の多忙化の一因としても指摘されている部活動について、部活動指導員の配置促進や地域のスポーツ団体との連携促進、民間事業者の活用等により、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立って、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進めること。
- 子どもたちの自己肯定感を高めていくために、引き続き多世代交流や異年齢交流等を推進するとともに、様々な体験活動の充実に取り組むこと。

【取組例 ～東京都三鷹市～】

- 三鷹市ではコミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育を柱とし、「地域とともに協働する教育」及び「小・中一貫した質の高い学校教育」を推進。7つの中学校毎に学校区を構成し、小・中一貫教育を実施している。また、コミュニティ・スクールを通じて、保護者や地域住民が積極的に学校運営に参画し、子供や学校の課題を共有し、改善を図ることで学校の信頼を高めるとともに、地域学校協働活動を推進している。
- 具体的には、例えば以下の取組を進めている。
 - ・ 地域のボランティアや団体等が教育活動に参画し、学習支援の他、防災教育、スマートフォン使用の家庭でのルール作り等を実施。
 - ・ 既存の小中学校を維持しながら、教育目標や教育課程を一貫させ、9年間のカリキュラムを作成。小・中学校の教師合同の学園研究や相互乗り入れ授業、小学校高学年での一部教科担任制等を導入。

【取組例～千葉県南房総市～】

- 南房総市では、地域・家庭とともに歩む学校を目指し、子供たちの学びや成長を支えるため、地域や家庭との連携を促進。夏季学習講座、放課後学習教室、土曜スクール等の地域学校協働活動の推進に関する事業は、地域の学習塾の協力も得つつ実施。
- 就学前の教育及び福祉を一体のものとして捉え、一貫して提供する体制を構築。また、福祉部局を教育委員会に一元化し、情報の一元化及び対応の一貫化・継続化を図っている。具体的には、発達障害、虐待、不登校等の早期発見・早期対応が促進されている。

⑦ 教育投資の充実及び教育財源の確保（第八次提言関連）

第八次提言で優先して取り組むべき教育投資として挙げられた「幼児教育の段階的無償化及び質の向上」及び「高等教育段階における教育費負担軽減」に関しては、これまで低所得

の多子世帯などの幼児教育保護者負担軽減（第2子の無償化）や給付型奨学金の創設のほか、大学等奨学金事業の充実や授業料減免の充実等が実行に移されました。

また、同提言が、教育投資の充実、教育財源確保の必要性や具体的方策について指摘したことにより、教育投資の重要性についての社会的関心を高めるきっかけとなりました。こうした中、「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日）が策定され、これに基づき、2019年10月に予定される消費税率10%への引き上げによる財源を活用し、引き上げを前提として、人材への投資の抜本的な拡充が行われる予定です。具体的には、

- （1）幼児教育の無償化に関しては、広く国民が利用している3歳から5歳までの全ての子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化するとともに、子ども子育て支援新制度の対象とならない幼稚園の扱いについては、公平性や保育の必要性の観点から、検討する。
- （2）高等教育の負担軽減については、低所得世帯に限定して、授業料の減免措置の拡充と併せ、給付型奨学金の支給額を大幅に増やす。

などの内容が盛り込まれています。

こうした内容を踏まえ、今後は、引き続き次の取組を実施していくことが必要です。

- 「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日）を踏まえ、消費税率10%への引き上げを前提に、国民の理解を得ながら、幼児教育、高等教育の無償化・負担軽減などの取組を着実に進めること。